



近松順一著

『戦後高度成長期の労働調査』

藤吉信博

本書の最大の特徴は、1955年から73年にわたる高度成長期における、「底辺」、「下層」の人々に愛情をもって、彼ら・彼女らの貧困の実態を、階級的視点を明確にして、克明に分析していることである。

著者は、研究者があまり目をむけてこなかった研究対象の実証研究を上梓する意義について「きわめて不十分な筆者の研究ではあるが、歴史研究としてはなにがしかの意味があるかもしれない」と謙遜されている。しかし、いまこそ本書は熟読玩味されるべきであろう。高度成長期をつうじて蓄積されてきた貧困化は、バブル崩壊後、小泉自民党・公明党・保守新党の連立政権が推進する大企業のリストラ強行によって、未曾有の失業・雇用不安・貧困の全般化・深刻化の様相をつよめているからである。まさに時宜に適した発刊といえよう。

本書は、4部と補論の12章および「近松順一教授のひとと業績」から構成されている。

第Ⅰ部「賃金格差をめぐる諸問題」は、「最低生活費をまかなうのに、消費単位あたり1万5,000円見当の賃金」を基準に、規模別・性別・産業別・地域間賃金格差を分析し、30～99人規模の労働者は、1,000人以上規模の労働者と比較すると、「もう一度この14年間を働くことによってしか、大企業労働者と同額の生涯賃金を得ることはできない」(8頁)、「職員層を別とすれば、一般的にいつて職場労働者層は、1,000人以上規模経営の労働者層のみ、年功賃金制度のもとで前述の仮定した『最低生活』をぎりぎり営めるのであって、それ以下の層は、正常の形態ではそういう生活さえも維持できない」(11頁)、「女子労働者の規模別賃金格差の問題は、…日本の低賃金構造——規模別賃金格差を形成し、維持する

役割の重要性ということに焦点がしばられる」(12頁)、「中小企業の労働者がつくりだした剰余価値の一部が大企業に収奪され…中小企業の低蓄積、その労働者の低賃金の原因となる」(13頁)などの重要な命題を析出されておられる。今日深めなければならない論点といえよう。

第Ⅱ部「小規模小売業の労働の諸問題」は、「小売商店の特質である長時間労働」を詳細に分析し、「小規模小売業の営業時間、労働時間は消費者の『生活時間構造』に規制される」から(69頁)、小売業の労働時間短縮は「国民的労働慣行の変化」に規定され(72頁)、「組織労働者の労働時間短縮要求と相まって」進む(97頁)という命題も、労働基準法の抜本的改悪が強行され、不安定就業労働者の増大と法定労働時間規制緩和による長時間労働と生活時間構造の変化が深刻な問題となっている今日、再度検証されるべき論点といえよう。

第Ⅲ部「建設労働者の諸問題」は、東京神楽坂における旧式な土木労働者による地下鉄工事と川崎市における近代的シールド工法の下での導水路築造工事を通して、土木労働者の実態を解明した論文として、各方面から高く評価されている。特に、後者の論文は、氏原・江口両教授を中心にした日本人文科学会編『佐久間ダム』研究の方法論を一面で摂取すると同時に、批判的な方法論によって執筆されている。それは『佐久間ダム』の研究が労働過程論に基づく分析であるのに対して、近松氏は価値増殖過程論にもとづく分析方法を用いて氏原教授たちの論文を批判したからであるという(近松順一教授のひとと業績(388～390頁))。

第Ⅳ部「家内労働の諸問題」は、家内労働の労働の類型化と顕著な変化の分析を通して、実質的な労働者である家内労働者の実態を解明している。今日、広範化するテレワークの分析にも示唆を与えているといえよう。

補論の「『技術革新』下の職業病発生の基本的要因についての考察」は、頸肩腕症候群を労働災害として認めない資本家とその立場を擁護するイデオログとのイデオロギー闘争の論文である。過密労働と過労死が社会問題となっている今日、再度学べき論文であるといえよう。「社会保障制度とは何

新刊紹介

か」はこの問題を考察する場合、「階級的対立をぬきにしている考察は不十分となる」(380頁)ことを強調されているが、小泉内閣が強行する社会保障制度改悪に反対して、国民対案を掲げ、社会保障の充実をもとめる共同を推進するうえで、重視すべき観点であろう。

田中重博茨城大学教授が執筆された「近松順一教授の人と業績」で知りえたことであるが、博士課程進学論文「賃金の労働力価値以下への切り下げについて」(未発表)において、近松氏は、「マルクスの『賃金・価格・利潤』中、いわゆる『生活水準』と訳されている用語は正確には『生活標準』と訳すべきであるとし、また、マルクスの労働力の価値規定における『いわゆる必然的欲望』(『資本論第1巻』)を重視し、一定の国の一定の文化段階においては労働力の価値規定を決定する生活物資の質と量は、現実の社会から生まれてくる『生活標準』によって決まる、と主張した」(385頁)と解説されている。私は近松氏に、その未発表の論文は手元に存在するのかを問い合わせたのであるが、どこかにはあるであろうとの返答であった。是非読んでみたいと思うのは私だけではないであろう。

(御茶の水書房・2003年3月刊・5600円)

(ふじよし のぶひろ・労働総研事務局次長)

矢吹紀人・相野谷安孝著

『国保崩壊』

全国労働組合総連合編

『社会保障読本』

相澤 與一

2003年4月から、ついに健康保険(と共済組合)の被保険者までも、国民健康保険並みに窓口負担を3割とされ、かつては窓口負担がゼロだった70歳以上の高齢者も1割負担とされ、筆者のように働いている高齢者は2割負担とされた。かつて自民党政府自身が国民健康保険を健康保険制度にそろえるよう改善したいと公言していたが、その後の政策は正反対の路をたどり、最劣等の国保並みにそろえられたわけである。小泉「改革」は、巨大企業と巨大銀行の

利潤獲得能力を強めるために巨額の血税を注入しながら、中小企業と労働者に大量のリストラ整理を強いて仕事・雇用と賃金を破壊するとともに、国民の社会保障と社会福祉を構造的に破壊し続けている。それが医療保障分野でも多くの人を殺すまでになった。

社会保障・社会福祉構造改悪は、やはり介護保険の導入を引き金として加速された。介護保険そのものが公的措置保障責任を廃止し有料契約制度に転換する構造改悪だったのだが、残念ながらその本質理解については「有識者」も民主政党内でも意見が分かれた。そして公的措置保障が欠如する中での介護地獄蔓延のもと、政府と多くのマスコミの宣伝に乗せられ、介護保険は住民＝利用者の自主的選択権と制度運営への参与に道を開き、制度の民主化と住民利用権をもたらすものであるかのごとく捉えられる風潮が強められた。そして、介護保険の見直しに際しても、それを廃止し公的措置保障の民主的再構築を主張する論議は弱く、部分的改良を求める主張が大勢を占めた。なるほど介護保険は介護地獄の中で住民のニーズの顕在化を喚起し、介護利用を増やし、ある程度、被害の緩和要求と住民参加要求を喚起した。それにしても介護保険は社会保障・社会福祉構造改悪の第一歩とされたことは、それが引き出した医療保険改悪と年金改悪の端緒を見ただけでも明らかなのである。

介護保険の保険料と利用料そのものが、それまで取らなかったお金を強制的に取るのだから、国家的追加収奪制度であったのであるが、その保険料徴収をつよめるために、まず年金受給者からは強制天引きするという公的年金の公的盗奪とも云うべき前例のない徴収制度を導入し、決定済みの年金を引下げる暴挙に道を開いた。年金受給者の過半をしめる国民年金保険金だけの受給者の場合、せいぜい生活保護の生活扶助基準をはるかに下回る5万円前後なのだが、非課税世帯の低年金からも介護保険料を控除するのである。だからひどい年金の引下げである。まして学生無年金障害者たちからまでふんだくるのだから、はげたかである。それで今回の総選挙の争点である公的年金の抜本改悪への路は開かれた。無年金障害者だった愚息の場合、親が国民年金保険料